

国立大学法人旭川医科大学職員就業規則の一部を改正する規則を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

国立大学法人旭川医科大学職員就業規則の一部を改正する規則

国立大学法人旭川医科大学職員就業規則（平成16年旭医大達第160号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(ハラスメント<u>及び性暴力等</u>の禁止)</p> <p>第28条 職員は、ハラスメント<u>及び性暴力等（以下「ハラスメント等」という。）</u>をいかなる場合においても行ってはならない。</p> <p>2 ハラスメント<u>等</u>の防止等に関する措置は、別に定める旭川医科大学<u>ハラスメント及び性暴力等の防止等に関する規程</u>（平成16年旭医大達第163号）による。</p> <p>(略)</p> <p>(懲戒)</p> <p>第36条 職員が次の各号の一に該当する場合には、懲戒処分を行うものとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>セクシュアル・ハラスメントを含む性暴力行為を行ったとき。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(ハラスメントの禁止)</p> <p>第28条 職員は、ハラスメントをいかなる場合においても行ってはならない。</p> <p>2 ハラスメントの防止等に関する措置は、別に定める旭川医科大学<u>ハラスメント防止規程</u>（平成16年旭医大達第163号）による。</p> <p>(略)</p> <p>(懲戒)</p> <p>第36条 職員が次の各号の一に該当する場合には、懲戒処分を行うものとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）行為を行ったとき。</u></p>

(12)～ (28) (略)

(略)

(削除)

(略)

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

**【改正理由】**

- ① 性暴力に関して、明記するため、所要の改正を行うとともに、規定の整備を図るものである。
- ② 本学保育園の廃止に伴い、関係する規程を削除するものである。

(12)～ (28) (略)

(略)

(保育園)

第48条の2 職員の保育園の利用等については、別に定める。

(略)